

第 21 期第 26 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 4 月 26 日 (水) 午後 2 時 40 分から午後 3 時 20 分

場 所 波止場会館 4 階 「大会議室 1・2」

議 題

1 諮問事項

- (1) 内水面漁場計画 (案) の作成に係る諮問に対する答申について
- (2) 内水面漁場計画 (多摩川) (案) の作成に係る諮問に対する答申について
- (3) 内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について (資料 1)

2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について (資料 2-1、2-2)

3 報告事項

- (1) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 3)

4 その他

- (1) 令和 5 年度県水産課予算の概要について (資料 4)
- (2) 令和 5 年 7 月の委員会開催日程について
- (3) その他

【参考資料】

- ① 東京都内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 1)
- ② 石川県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 埼玉県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 3)
- ④ 鳥取県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 4)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

本日は4名の方から委員会を傍聴したい旨の申し出を受けておりますので御報告申し上げます。

また、傍聴者の方をお願いいたしますが、神奈川県内水面漁場管理委員会の会議に関する規程第12条で、傍聴人は、議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならないとなっておりますのでよろしくをお願いいたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくをお願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第26回の委員会を開会します。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、協議事項が1件、報告事項が1件と、その他となっております。

それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

篠本委員、津谷委員、よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは篠本委員、津谷委員、よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「内水面漁場計画(案)の作成に係る諮問に対する答申について」及び諮問事項(2)「内水面漁場計画(多摩川)(案)の作成に係る諮問に対する答申について」を一括して議題とします。

本件は先月神奈川県知事及び東京都知事から諮問があり、内水面委員会としての意見を述べるため、先ほど公聴会で公述人の方々の御意見を聴いたものですが、事務局より説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事

本件は先月神奈川県知事及び東京都知事から諮問があり、それに対して委員会としての意見を述べるため、先ほど公聴会を開催し公述人の方々の意見をお聴きしましたので、答申いただく内容について御審議いただくものとなります。

資料の内容については先月御説明しておりますので、本日改めての御説明は割愛させていただき、先ほど開催されました公聴会につきまして改めて簡

潔に御説明させていただきたいと思えます。

公聴会の資料の中に公述人の方々の名簿をつけておりますが、計5名の方々から公述をいただき、4名の方から賛成が、1名の方から、主にオオクチバスの漁業権について反対の御意見があったところです。

今回の公聴会を踏まえての今後の予定ですが、本日、知事からの諮問に対する答申につきまして、この後御審議をさせていただきたいと思えます。

この答申を受け、神奈川県、東京都において内水面漁場計画を決定することとなります。

その後、申請期間内に免許を希望する漁協等から免許の申請が提出され、7月の委員会で、免許にあたっての諮問が改めて行われる予定となっております。

なお、免許予定日は令和5年9月1日となっております。

説明は以上となりますので、2件の内水面漁場計画案に対する答申について、御審議よろしくお願ひいたします。

また、合わせて水産課からも本日配付した資料の関係で補足の説明があるとのことです。

水) 中川技師

水産課から1点補足させていただきます。

追加資料について御説明させていただきます。

追加配付させていただいた、右上に参考資料と書いてあるものになります。

こちらは先月の3月の委員会で御説明させていただいた、内水面漁場計画(素案)に関する利害関係人の意見及び意見に対する県の考え方についての資料になりますが、前回の委員会で資料に記載漏れがありましたので追加で御説明させていただきます。

修正した部分は赤字で示しております。

意見の内訳というところで、元々は1件の意見でしたが、3件と修正しております。

意見の反映状況については、全て今後の取組の参考とする意見でした。

2枚おめくりいただき、真ん中辺りの2番をご覧ください。

意見区分はウとなっており、その他の意見となりますが読み上げさせていただきます。

台風や大雨で崩壊した後の護岸工事やダム、堰堤の影響、川床の変化による資源に対する悪影響が著しい。水利権では、取水のための工事は頻繁に行われるが、漁業権に関する魚や釣り人のための河川修復工事も施工してい

ただきたいといった御意見でした。

県の考え方としては、護岸や堰堤、魚道等の取水工事に関しては、水産動植物に配慮した施工となるよう河川管理者等に技術的な助言を行っており、いただいた御意見は内水面漁業の振興のため、今後の取組の参考とさせていただきますという考えをお示ししております。

その下ですが、釣り人による採捕量よりはるかに甚大の量の魚がカワウの食害にあっており、漁協による増殖事業が意味をなさないのではないかと、カワウ対策を早急に強化していただきたいといった御意見でした。

県の考え方ですが、カワウによる漁業被害については、県カワウ被害防除対策協議会において有効な対策手法について協議を行っているところで、今後もより有効な対策が行えるよう、関東カワウ広域協議会等とも連携しながら検討を進めてまいります、いただいた御意見は内水面漁業の振興のため、今後の取組の参考とさせていただきますという考え方をお示ししております。

これらの内容についても、今回の内水面漁場計画案の審議の参考としていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、先ほど2件の内水面漁場計画案に係る公聴会が開催され、計5名の公述人の方々から御意見をお伺いいたしました。この伺った意見を参考として諮問を受けた内水面漁場計画案に対し答申することとなります。

それではまず令和5年3月17日付けで神奈川県知事から諮問があった内水面漁場計画案に関して、御意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨神奈川県知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

続いて令和4年11月14日付けで東京都知事から諮問があった多摩川の内水面漁場計画案に関して御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨東京都知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

これをもちまして事前協議の段階から約半年かけて御審議いただきました、内水面漁場計画案に係る審議は、委員会としては一区切りとなりました。

委員の皆様、ありがとうございました。

続いて諮問事項（３）「内共第３号第５種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 中川技師
議 長

【資料１に基づき説明】

水産課から概要の説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

長塚委員

あゆルアーのハリスの長さが10センチメートル以内というのは分かりましたが、針について、写真では3本イカリですが、例えば4本イカリや、チラシでは何本までなどとは決まっているのでしょうか。

篠本委員

チラシで何本までなどは決まっておりません。

最大10センチメートル以内であれば大丈夫です。

長塚委員

分かりました。

チラシ3本や4本でも大丈夫ということですか。

4本はあまりないと思いますが。

篠本委員

そのとおりです。

議 長

他に何かございますか。

安藤委員

理由のところであゆのルアー釣りが急速に流行し始めとありますが、どの辺りで盛んに行われているのでしょうか。

篠本委員

友釣りに比べて本格的なあゆ釣りが非常に簡単にできるので、相模川や多摩川で若い人たちに一気に取り入れられたようです。

また、特に小田原地区の漁場環境が良くありません。おとり屋も小田原地区は辞めてしまっており、現在ゼロです。

このような事情もある中で、釣り人に来てもらうという工夫の1つとしてこういったことを取り入れました。

釣り道具屋に聞くと、非常にあゆルアーの漁具類が売れ始めており、入荷が間に合わない状況のようです。

安藤委員

分かりました。

もう1点、あえて10センチメートルに制限しているわけですが、長くすると都合が悪いのでしょうか。

漁場監視員も難しいところだと思いますが。

篠本委員 相模川などでも、50センチメートルくらいにしてコロガシ状態になって
しまう問題があったという事も聞いています。

安藤委員 分かりました。

議 長 他に何かございますか。

篠本委員 議事録にある鮎イングというのは疑似おとりを使うものなのでしょうか。

議 長 そうだと思います。

篠本委員 他に何かございますか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申
することとしたいと思いますがよろしいですか。

委員一同 (了 承)

議 長 それではそのように決定いたします。

続いて協議事項(1)「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同
採捕の承認について」を議題とします。

本件につきましては本日資料が机上配付されている議題ですので、事務局
から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事 【資料2-1及び2-2に基づき説明】

議 長 ただいま事務局から採捕結果報告書と新たな承認申請について説明があり
ましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員 この調査の計画は都市計画道路の環境事後調査ということで毎年この形で
申請されていますが、この調査はいつまで続くのでしょうか。

事) 上原主任主事 申請者に確認したところ、令和6年度までを予定しているとのことでした。

議 長 他に何かございますか。

安藤委員 報告書についての事務局の説明の中で、総湿重量15グラムについて、東
京都の分と神奈川県のが分かれていないという話でしたが、許可が15キ
ログラムある中で、どちらも合わせて15グラムとなっています。

両方分けていないことについては今後訂正されるということなので、報告
書としてはこれで了承して問題ないと思います。

今後はしっかりと分けていただくよう気を付けていただきたいと思います。

議 長 他に何かございますか。

特段ないようでしたら、承認に対する結果の報告については御了承いただ
き、新たな申請については資料2-2の24ページの承認案のとおり承認す
ることとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

続いて報告事項(1)「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報掲載について」を議題とします。

こちらは先月の委員会で発動を決定した指示が公報に登載されたという報告ですが、了承ということによろしいでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

続いてその他(1)「令和5年度県水産課予算の概要について」を議題とします。

本件は、資料は事前送付されておりますが、説明は当日行うとのことですので、水産課より説明をお願いいたします。

水) 井塚 GL
議長

【資料4に基づき説明】

ただいま水産課から予算の概要について説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

安藤委員

14ページですが、あゆ種苗生産事業費が結構増えています。

この中身はどうなっているのでしょうか。

水) 井塚 GL

昨年度に比べて500万円弱ほど増えています。これは昨今の電気代の値上がりなどに対応したものとなります。

安藤委員
議長

分かりました。

他に何かございますか。

よろしいですか。

それでは予算の説明については了承することにいたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は5月24日水曜日14時から開催の予定となっております。

ありがとうございました。